

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	前年からの繰越未決件数	本年の起訴件数	計	計 の 内 訳			
				有罪件数	無罪件数	公訴権消滅件数	未決件数
	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件
申告所得税	- 7	- 5	- 12	- 5	- -	- -	- 7
法人税	- 5	- 8	- 13	- 7	- -	- -	- 6
合 計	- 12	- 13	- 25	- 12	- -	- -	- 13

調査対象：国税犯則取締法に基づいて調査した直接国税犯則事件

調査期間：平成 12 年 1 月 1 日から平成 12 年 12 月 31 日まで

(注) 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり、増加した未決件数を示す。

(2) 有罪事件に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金		
		人 員	金 額	
	人	内	人(社)	千円
申告所得税	5	3	5	142,000
法人税	7	1	7	297,500
合 計	12	4	12	439,500

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科された人員数を示す。

(3) 有罪事件の犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税	
該当条項	件 数	該当条項	件 数
	外 件		外 件
第 238 条	- 5	第 159 条	- 7
第 244 条	2 -	第 164 条	7 -
合 計	2 5	合 計	7 7

(注) 1 この表は、「22(1)起訴件数」の「有罪件数」を違反行為の該当条項別に示したものである。
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数を示す。